

○甲府市総合計画審議会条例

昭和44年10月6日
条例第32号

(設置)

第1条 甲府市自治基本条例（平成19年6月条例第21号）第22条の規定に基づき、本市が策定する総合計画について調査審議するため、甲府市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平12条例2・平23条例25・改)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定の基準となるべき事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員60人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、市議会の議員及び関係行政機関の職員から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長若干名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定める順位に従いその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で構成し、部会長は、部会委員の互選により定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 部会の会議については、第6条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(昭52条例16・平4条例1・平8条例1・平9条例3・平11条例3・改)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(昭52条例16・改)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次のよう 略

附 則（昭和52年7月28日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月26日条例第1号）抄

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月11日条例第1号）抄

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月18日条例第3号）抄

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成11年規則第29号で平成11年5月26日から施行）

附 則（平成12年3月24日条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月21日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。